14　特別児童扶養手当等について

(1)　令和２年度４月定時払いに係る留意事項について

例年、４月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっている。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれては、令和２年度４月定時払いにおいて、令和２年１月 31 日付事務連絡「令和２年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」【資料１参照】においてお示している留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願いする。

(2)　手当月額について

令和２年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当月額については、令和元年の物価変動率（＋0.5％）に基づき、0.5％の引き上げとなる。

ついては、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

なお、手当月額の引き上げに伴い、本年３月中に政令を改正し、４月から施行する予定である。

令和２年度の手当額（月額）について

	令和元年度 （月額）	令和２年度 （月額）
特別児童扶養手当１級	52,200 円	52,500 円
〃　　２級	34,770 円	34,970 円
障害児福祉手当	14,790 円	14,880 円
特別障害者手当	27,200 円	27,350 円
経過的福祉手当	14,790 円	14,880 円

(3)　所得制限限度額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様、令和２年度においても据え置く予定である。【資料２－１、２－２参照】

(4)　特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額については、令和元年の人事院勧告による給与改定等を踏まえ、改定する予定である。（下記①）

このため、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和 40 年政令第 270 号）について、本年 3 月中に改正し、令和元年度分の事務取扱交付金について適用することとしている。

ついては、令和元年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、令和２年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については、令和２年度予算成立後にお示しすることとしている。なお、現時点の案については、以下のとおりである。（下記②）

①令和元年度分基準額（案）

・都道府県分　1,903 円
・指定都市分　3,753 円
・市町村分　　1,850 円

②令和２年度分基準額（案）

・都道府県分　1,908 円
・指定都市分　3,764 円
・市町村分　　1,856 円

(5)　特別児童扶養手当等の適正な事務処理等について

特別児童扶養手当の支給にあたっては、平成 30 年 9 月 20 日付事務連絡「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」【資料３参照】において、支払事務に係る手続についてメールで提出する際の留意点等を周知しているが、未だに当該留意点が守られていない自治体が見受けられる。ついては、各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、記載内容について留意いただくとともに、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願いする。

一方、平成 30 年度において、特別児童扶養手当等に関する不適切な事務処理事例が散見されたが、令和元年度においても、一部の自治体での不適切な事務処理事例が報告されている。各都道府県・指定都市においては、支給漏れ等がないよう、引き続き適切な事務処理に努めていただくとともに、管内の市町村に対して周知徹底及び指導方お願いする。

(6)　特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受

給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料4参照】

（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。
https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/20150401.html）

なお、令和2年度の額は、物価変動率が0.5%となったことから、下記のとおりの額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	（令和元年度）		（令和2年度）
障害基礎年金1級相当に該当する方	52,150円	→	52,450円 （2級の1.25倍）
障害基礎年金2級相当に該当する方	41,720円	→	41,960円

資料1

事　務　連　絡
令和２年１月31日

各　都道府県
　　指定都市　特別児童扶養手当担当係　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

令和２年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおりデータ提出期限等の日程等を定めるとともに、別紙のとおり来年度（令和２年度）４月定時払いに係る留意事項を定めました。

つきましては、特別児童扶養手当の支払い事務の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

１．データ提出期限等

支払月	データ提出期限（午前中）	データ修正締切日（午前中）	支払予定日（※）
2020年 **４月**	**３月16日（月）**	**３月18日（水）**	**４月10日（金）**
５	４月15日（水）	４月17日（金）	５月11日（月）
６	５月15日（金）	５月19日（火）	６月11日（木）
７	６月15日（月）	６月17日（水）	７月10日（金）
８	**７月15日（水）**	**７月17日（金）**	**８月11日（火）**
９	８月17日（月）	８月19日（水）	９月11日（金）
10	９月15日（火）	９月17日（木）	10月９日（金）
11	**10月15日（木）**	**10月19日（月）**	**11月11日（水）**
12	**11月16日（月）**	**11月18日（水）**	**12月11日（金）**
2021年 １月	12月15日（火）	12月17日（木）	１月８日（金）
２	１月15日（金）	１月19日（火）	２月10日（水）
３	２月15日（月）	２月17日（水）	３月11日（木）

注）太字・下線箇所は定時払い月（その他は随時払い月）

※　支給日は、原則、支給月の11日となる。

但し、以下のとおり、支給日が支給月の11日とならない場合があることに留意すること。

・　11日が休日・祝日の場合、その前営業日が支給日となる。

・　定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得る。

２．データの提出先及び提出方法

（１）データの提出先

データにつきましては、以下宛先に送付をお願いいたします。

〒100-8916
東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係

（２）データの提出方法

・原則、データ提出期限までに到着するよう簡易書留郵便でお送りください。

・支払データはＣＤ－ＲＷ等の電子媒体に、必ずパスワードを施して保存してください。

・支払データの提出の際には**以下２点を必ず同送してください。**

①『特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書』

②『支払データ一覧表』または『受給資格者台帳』等の受給者名簿

【別紙】

特別児童扶養手当令和２年度４月定時払いに係る留意事項について

例年、４月定時払いについては、事務処理を実施する時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがあることから、各都道府県・指定都市においては、下記の事項に十分御留意の上、事務処理に遺漏の無いようお取り計らい願います。

記

１．支払データについては、「令和元年８月定時払いに係る特別児童扶養手当支払データの適切な処理等について」（令和元年６月２６日付事務連絡）【別添】の各事項に御留意の上作成願います。

２．以下のネット銀行の口座への支払が出来ないため、注意してください。
・セブン銀行
・じぶん銀行
・大和ネクスト銀行
・ＧＭＯあおぞらネット銀行　（Ｒ２／１/31現在）

３．支払データの修正・削除及び追加のメールを当係あてにご提出いただく際には、**必ず以下の連絡先を入力してください**。
宛先：特別児童扶養手当支払事務専用アドレス（tokuji@mhlw.go.jp）
CC　：当係担当者（多鹿、藤原、森田）

４．令和２年４月１日（水）においては、当係から、各都道府県・指定都市の御担当者に対して、エラー修正等の連絡を行います。このため、終日、速やかな対応が取れるよう予め体制を整えておくようお願いします。
なお、人事異動がある場合は、後任予定者に対して、事前に引継を十分に行ってください。

５．令和２年度に担当者の異動の予定がある自治体においては、**新たな担当（予定）者の氏名、電子メール・アドレス、電話番号（直通）を、３月25日（水）までに、当係担当者（以下の３名）へ連絡**をお願いします。

【本件担当（元年度担当者）】
厚生労働省　障害保健福祉部　企画課手当係
多鹿・藤原・森田
電話：(03)5253-1111(内線：3020)
※来年度（令和２年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

特別児童扶養手当の所得制限

資料2－1

受給資格者（障害児の父母等）もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を同じくする扶養義務者（同居する受給資格者の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

特別児童扶養手当の所得制限限度額表（単位：円）		
扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額 （参考：収入額の目安）	所得額 （参考：収入額の目安）
0	4，596，000 （約6，420，000）	6，287，000 （約8，319，000）
1	4，976，000 （約6，862，000）	6，536，000 （約8，596，000）
2	5，356，000 （約7，284，000）	6，749，000 （約8，832，000）
3	5，736，000 （約7，707，000）	6，962，000 （約9，069，000）
4	6，116，000 （約8，129，000）	7，175，000 （約9，306，000）
5	6，496，000 （約8，551，000）	7，388，000 （約9，542，000）

（注）

1　所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者についての限度額（所得額）は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。

（1）本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき25万円

（2）配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

2　政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

特別障害者手当等の所得制限

資料2－2

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

受給資格者（重度障害児又は特別障害者）もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を同じくする扶養義務者（同居する受給資格者の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

特別障害者手当等の所得制限限度額表（単位：円）		
扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額 （参考：収入額の目安）	所得額 （参考：収入額の目安）
0	3，604，000 （約5，180，000）	6，287，000 （約8，319，000）
1	3，984，000 （約5，656，000）	6，536，000 （約8，596，000）
2	4，364，000 （約6，132，000）	6，749，000 （約8，832，000）
3	4，744，000 （約6，604，000）	6，962，000 （約9，069，000）
4	5，124，000 （約7，027，000）	7，175，000 （約9，306，000）
5	5，504，000 （約7，449，000）	7，388，000 （約9，542，000）

（注）

1　所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者についての限度額（所得額）は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。

（1）本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき25万円

（2）配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

2　政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

資料3

事　務　連　絡
平成 30 年９月 20 日

各都道府県・指定都市
特別児童扶養手当担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について

特別児童扶養手当の支払に係る事務処理につきましては、日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、特別児童扶養手当の９月随時払いにおいて、省内の支払処理の過程での確認不足により、支払手続きに一部遅滞がありました。今後、同様の事態が生じないよう、チェック体制を強化する等、再発防止に努めて参ります。

つきましては、今後の適切な支払処理のために、特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について、下記のとおりといたしますので、各都道府県・指定都市の特別児童扶養手当担当者様におかれましては、下記についてご理解・ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

なお、１及び２については、11 月の定時払いから適用することとします。

記

１．データ修正・削除・追加依頼をメールで提出する際の留意点について

データ修正・削除・追加依頼（以下、「修正等依頼」という。）をメールで提出する際、必ずメールの件名及び本文に次の内容を明記してください。

・件名は下の例のとおり、「自治体名」、「支払月」、「依頼内容」及び「修正等依頼回数」を記載してください。
（例）【○○県（市）：□月定時払い修正等依頼（△回目）】

・本文冒頭には下の例のとおり、「修正等依頼件数」を記載してください。
（例）【修正依頼件数：○件、削除依頼件数：□件、追加依頼件数：△件】

２．特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書について

修正等依頼に伴い特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書の修正が必要になった場合には、修正した部分を赤字にするとともに、当該送付書の修正回数を赤字で、表題の次に記載いただきますようお願いいたします。

（例）【特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書（修正○回目）】

３．特別児童扶養手当支払データの提出期限等の厳守について

特別児童扶養手当支払データの提出期限等につきましては、毎年、障害保健福祉関係主管課長会議や事務連絡によりそのスケジュールをお示ししているところですが、期限を過ぎてから提出する自治体が多く見られます。期限までにご提出いただきますよう、改めてご協力をお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係
TEL：03-5253-1111（内線 3020）

資料4

特別障害給付金について

〇概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

〇対象者

・平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生

・昭和６１年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の１級、２級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、６５歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。

※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。

※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

〇支給額

（円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R２
１級	49,500	49,700	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450
２級	39,600	39,760	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960

〇支給件数（実績）

（件）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
支給件数	9,244	9,300	9,305	9,290	9,213	9,159	8,982
（うち学生）	(5,007)	(5,112)	(5,197)	(5,231)	(5,231)	(5,244)	(5,212)
（うち配偶者）	(4,237)	(4,188)	(4,108)	(4,059)	(3,982)	(3,915)	(3,770)

（注）各年度３月末現在の件数

〇請求窓口

住所地の市区町村

〇認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

15　心身障害者扶養保険事業について

(1)　心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

各都道府県・指定都市においては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方お願いする。特に、本制度は加入時の年度の４月１日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

また、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないよう努められたい。

(2)　広報啓発の取組の推進について

平成 29 年 11 月６日に取りまとめられた「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）において、「国、地方公共団体及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）において、広報の取組の一層の充実を図ること」とされており、厚生労働省及び機構において、自治体において活用できるリーフレットのひな形と障害者扶養共済制度の案内の手引きを作成し、厚生労働省ホームページ及び機構ホームページへ掲載している。これらリーフレットや手引きにおいては、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持ってもらうため、保護者の意見を参考に、「しょうがい共済」という愛称を用いている。【資料５－１、５－２参照】

また、機構では、毎年度、本リーフレット等を各都道府県・指定都市に必要部数を配布しているところ（３月中に各自治体に到着予定）である。

各都道府県・指定都市においては、本リーフレット等を活用し、管内の市町村等と連携の上、引き続き広報啓発の取組をより一層推進していただくようお願いする。【資料６参照】

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度
（しょうがい共済）

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。

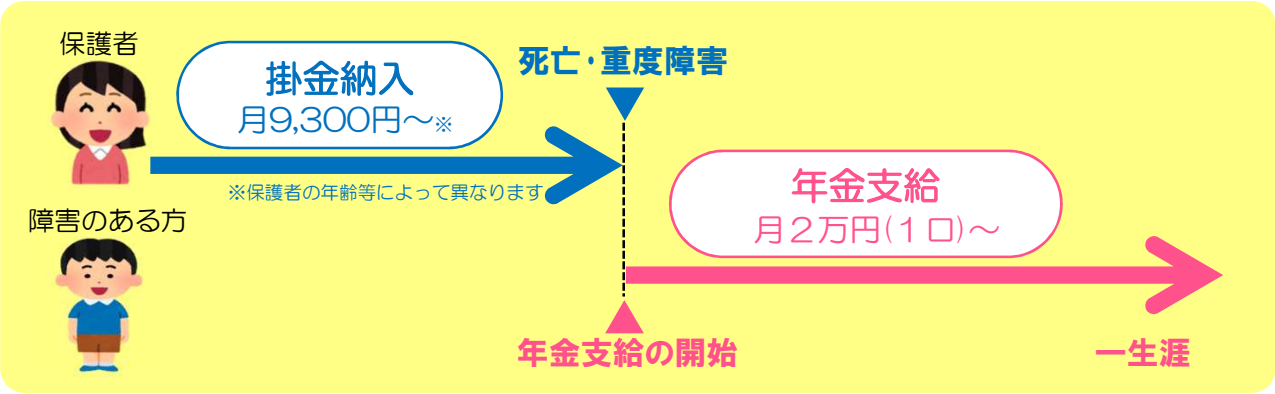

「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」の ４つのメリット

毎月２万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月２万円が生涯にわたって支給されます。**（２口加入の場合は４万円）

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの**「付加保険料」が必要ない**ため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

★ 加入資格、掛金（保険料）、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体（都道府県・指定都市）の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**

★ **制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養保険事業」をご覧ください。**

心身障害者扶養保険事業　検索

厚生労働省　独立行政法人 福祉医療機構

保護者の方などから　よくあるご質問

保護者の加入要件は？

・年齢が６５歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。

掛金はいくら？

・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。
【例】30歳：9,300円　40歳～44歳：14,300円　60歳～64歳：23,300円など
※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。

・民間保険と比べて安いのが特徴です。

税制優遇って？

・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。

障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

・はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

誰が運営しているの？

・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

（愛称：しょうがい共済）

案内の手引き

平成30年2月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部　企画課
独立行政法人福祉医療機構　共済部　扶養保険課

厚生労働省　WAM 独立行政法人福祉医療機構

**「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」を
より多くの方にご案内いただくために、この手引きを作りました。**

1. はじめに

「障害者扶養共済制度（愛称：しょうがい共済）」は、障害のある方の生活の安定や福祉の増進の一助となるため、また、障害のある方の将来に対して、保護者がいだく不安の軽減を図ることを目的として生まれました。

制度が生まれてから約50年が経過し、これまで多くの方々にご利用いただいていますが、この制度をご存じない方もまだ多くいらっしゃいます。そのため、さらなる広報の充実を図ることにより、この制度を必要としている障害のある方やその保護者の方々に是非この制度を知っていただき、今後、少しでも安心して暮らしていただくための手助けとなれば、と考えております。

今般、「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」が担うべき役割、税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく紹介したリーフレットのひな形として、保護者の意見を参考に、右のリーフレットを作成しました。

この手引きは、都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口の担当者や障害者相談支援専門員が、リーフレットを用いて障害のある方の保護者等に制度のご案内を行う際の手助けとなるよう作成したものです。

本制度へのご加入を検討されている方等へのご説明には、別途、（独）福祉医療機構で詳細なパンフレット※を作成しておりますので、そちらをご活用ください。

※ パンフレットは、（独）福祉医療機構HP「心身障害者扶養保健事業」のページからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業　検索

（リーフレット・表面）

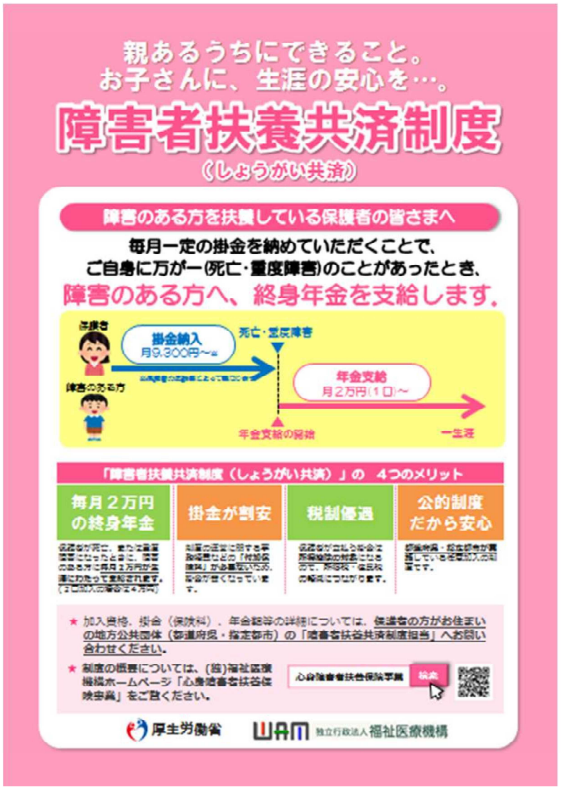

行政窓口だけでなく、関係する機関や団体等においても、あらゆる機会をとらえて、積極的に本制度のご案内をお願いします！

1. 行政窓口だけでなく、関係機関・関係団体等でも！

実施主体である都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口だけでなく、下のような関係機関・関係団体等でも、機会をとらえて、障害のある方やその保護者にご案内していくことが重要であると考えています。

・障害のある方やその保護者が利用される障害者相談支援事業所

・児童発達支援事業所

・放課後等デイサービス事業所　　等

2. あらゆる機会をとらえ、積極的にご案内を！

障害のある方やその保護者から、制度について照会があったときだけでなく、あらゆる機会をとらえて積極的に紹介していくことが必要です。本リーフレットを活用し、下のような様々な機会に紹介していただければ幸いです。

・身体障害者手帳や療育手帳等の申請があったときや交付時

・各種障害福祉サービス等の利用の申請があったとき　　等

3. 説明する側が制度を理解していることが重要 !!

説明する側が、制度を理解していないと障害のある方やその保護者に制度のメリット等を理解していただくことは困難です。

都道府県・指定都市におかれては、市町村障害者行政窓口の担当者等が本制度について理解を深めるよう、扶養共済制度に関する研修を実施する等の工夫が望まれます。

例えば、こんな機会に…

▶ 市町村障害者行政窓口で機会をとらえてご案内

（例）身体障害者手帳の申請窓口

▶ 障害者相談支援専門員や児童相談所の職員、保健師による相談の際にご案内

ポスターもご活用ください

▶特別支援学校や障害のある方が利用される施設にポスターを掲示

※ ポスターのデータは、厚生労働省や、福祉医療機構のHPからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業　検索

制度案内のポイント ①　しょうがい共済には、障害のある方を支えるための様々なメリットがあります。そのメリットをわかりやすく伝えてください！

1. 制度の概要

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

2. 制度の主な特色（メリット）

①保護者が死亡したとき又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたり支給されます。

②付加保険料（保険に係る経費分）を徴収しないため、掛金が低廉です。

③掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。また年金に対しては所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。

④都道府県及び指定都市が条例に基づき実施している制度であり、（独）福祉医療機構が厚生労働省の監督の下、障害のある方に年金を支給するための資金を運用しています。

3. その他

①掛金の免除制度があります。（詳しくはP. 8へ）

②全国の都道府県・指定都市で加入でき、転出した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。

（リーフレット・表面）

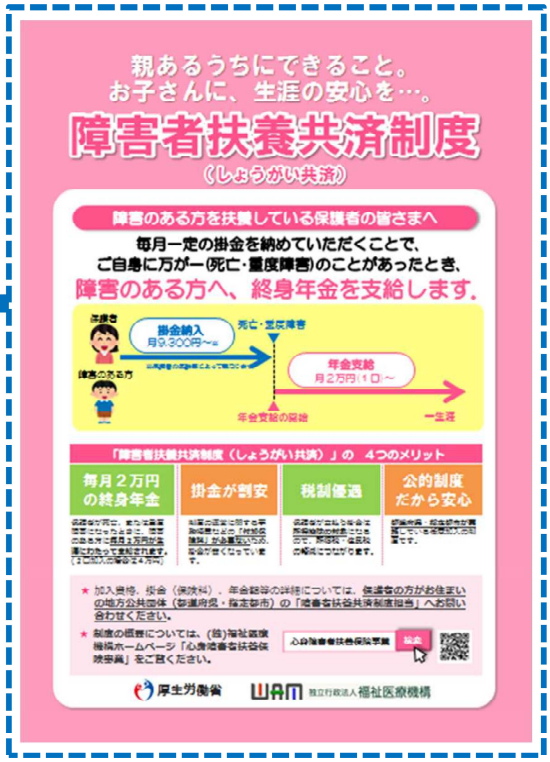

制度案内のポイント ②　障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます！その他、弔慰金などについてもご説明ください。

1. 年金と弔慰金

・障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます。（毎月２万円、２口の場合は毎月４万円）

・１年以上加入した後、万一障害のある方が先に亡くなった場合には、加入期間に応じて、保護者に対して弔慰金が支給されます。この場合、すでに払い込んだ掛金は、返還されません。

【弔慰金】

加入期間	弔慰金の額
１年以上５年未満	５万円
５年以上２０年未満	１２万５千円
２０年以上	２５万円

※制度の見直しにより弔慰金が改定されることもあります。

2. 制度の利用例

【例１】保護者が32歳、障害のある子が2歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から80歳まで月額2万円の年金を受給した場合。
・掛金総額（33年間分）：3,682,800円
・年金総額（30年間分）：7,200,000円
← 33年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす（P.8「掛金の免除」参照）

【例２】保護者が50歳、障害のある方が20歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から65歳まで月額2万円の年金を受給した場合。
・掛金総額（20年間分）：4,512,000円
・年金総額（15年間分）：3,600,000円
← 20年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす（P.8「掛金の免除」参照）

※保護者の誕生日や加入月等により支払期間や支払総額が変わります。
※掛金額＞年金額となる場合や、障害のある方が保護者より先に死亡したことにより年金支給ができない場合もありえます。このような可能性についても説明し、ご理解いただくことが必要です。

（リーフレット・表面）

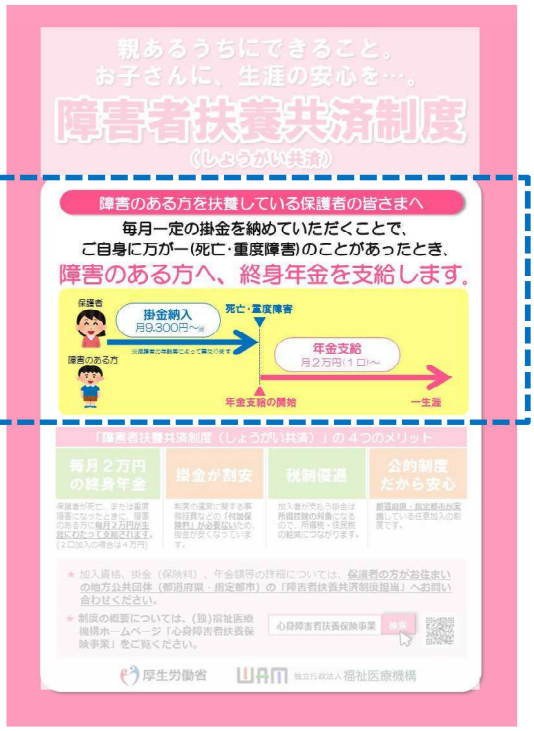

制度案内のポイント ③　加入にあたっては、保護者・障害のある方ともに要件があります！

※加入要件には、「保護者に関するもの」と「障害のある方に関するもの」とがあり、いずれの要件も満たしていることが必要です。

1. 加入要件について

（1）保護者の要件

障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方です。

①その都道府県・指定都市内に住所があること。

②加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。

③特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。（健康状態等によっては、この制度にご加入いただけない場合があります。）

④障害のある方１人に対して、加入できる保護者は１人であること。

（2）障害のある方の要件

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢は問いません。）

①知的障害

②身体障害者手帳を所持し、その障害が１級から３級までに該当する障害

③精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる方

※ご加入のお申し込みの際に、保護者の健康状態等について告知をしていただく必要があります。健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

（リーフレット・裏面）

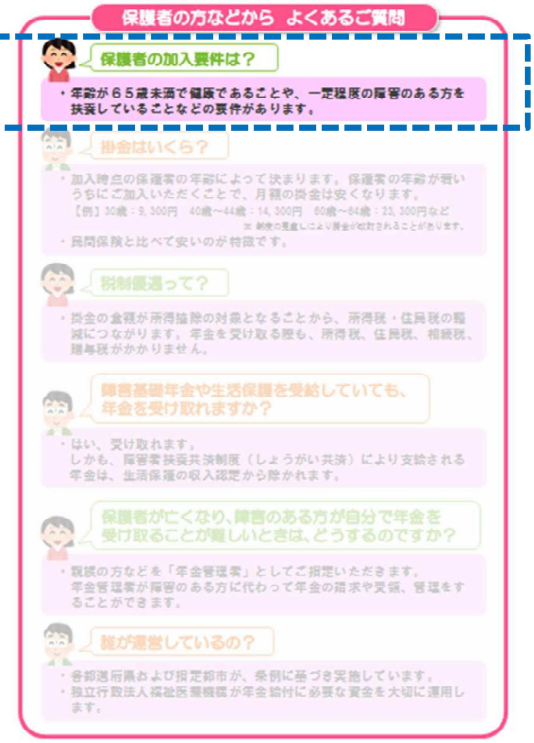

制度案内のポイント ④

掛金には、付加保険料が上乗せされないため割安です！

※ 一般的に生命保険における保険料は、「純保険料」と「付加保険料」から成り立っていますが、
「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」は「純保険料」のみで設定されており、「付加保険料」は加算されていません。
純保険料・・・保険金等の給付を行うための原資　付加保険料・・・保険事業の運営に必要な事業費

1. 掛金月額

ア　掛金は、掛金免除になるまでの期間又は脱退月まで払い込む必要があります。なお、所定の期間、払い込みを滞納したときは、加入者としての地位を失います。

イ　掛金月額は、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで月額の掛金は安くなります。

年齢	掛金月額（１口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

※制度から脱退された場合は、すでに払い込んだ掛金は返還されません。

（リーフレット・裏面）

ウ　掛金の免除

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金は免除されます。

① 年度初日（4月1日）の保護者の年齢が、65歳となったとき
② 加入期間が20年以上となったとき

【例1】 30歳で加入した場合

2016（平成28）年9月1日　制度加入
2036（平成48）年9月1日　加入期間20年　★②の要件を充足
2050（平成62）年9月7日　保護者65歳の誕生日
2051（平成63）年4月1日　年度初日65歳を迎える　★①の要件を充足
2051（平成63）年9月1日　要件充足後の加入月　→　掛金免除
※ 65歳まで35年間掛金を納める必要があります。

【例2】 60歳で加入した場合

2016（平成28）年5月1日　制度加入
2020（平成32）年6月7日　保護者65歳の誕生日
2021（平成33）年4月1日　年度初日65歳を迎える　★①の要件を充足
2036（平成48）年5月1日　加入期間20年　★②の要件を充足
〃　要件充足後の加入月　→　掛金免除
※ 80歳まで20年間掛金を納める必要があります。

エ　掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して掛金の減免を行っている都道府県・指定都市がありますので、その内容をご案内してください。

（リーフレット・裏面）

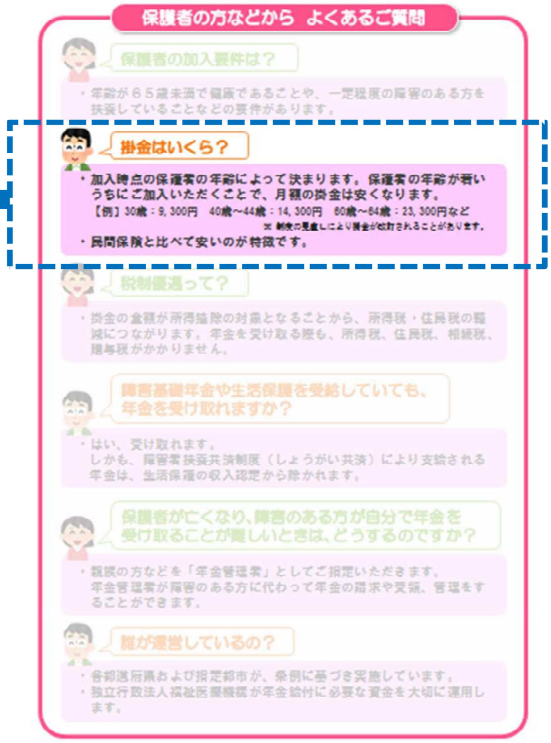

制度案内のポイント ⑤

税制上の優遇措置があります！
掛金、年金（受け取り）、弔慰金ともに税金が優遇されます。

1. 税制上の措置等の内容

(1)掛金

加入者が都道府県・指定都市に納める掛金は、所得税及び住民税ともに、小規模企業共済等掛金控除の対象として、その全額が所得控除されています。

【小規模企業共済等掛金控除について】

この控除を受ける場合は、確定申告書の小規模企業共済等掛金控除の欄に記入するほか、支払った掛金の証明書を確定申告書に添付するか提示することが必要です。なお、給与所得者は、「給与所得者の保険料控除申告書」に添付して給与の支払者に提出するか同申告書を提出する際に提示することになります。

(2)年金及び弔慰金

年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに非課税の措置がとられています。また、相続税及び贈与税ともに非課税とされています。

(3)その他

年金及び弔慰金は、生活保護の収入認定において収入として認定されません。

（リーフレット・裏面）

制度案内のポイント ⑥

公的年金や生活保護を受給していても、
年金を受け取ることができるため、生活の支えとなります。

1. 年金給付について

(1)加入者が死亡した場合又は下記のいずれかの重度障害状態に該当した場合に支給されます。

①両眼の視力を全く永久に失ったもの
②そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
③両上肢を手関節以上で失ったもの
④両下肢を足関節以上で失ったもの
⑤一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
⑥両上肢の用を全く永久に失ったもの
⑦両下肢の用を全く永久に失ったもの
⑧十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
⑨両耳の聴力を全く永久に失ったもの

(2)支給対象期間は、加入者が死亡した又は重度障害に該当したと認められた月の分から、障害のある方が死亡する月の分までです。なお、掛金の支払は、年金支給開始月の分まで必要です。（掛金免除となっている場合を除く）

(3)次の場合は年金を支給することができません。

①次のいずれかの事由により加入者が死亡したとき
　ア　加入日以後１年以内の自殺
　イ　障害のある方の故意
②次のいずれかの事由により加入者が重度障害になったとき
　ア　加入者の故意又は重大な過失に基づく行為
　イ　加入者の犯罪行為
　ウ　障害のある方の故意による傷害行為
　エ　加入前の疾病・災害
　オ　加入者が加入前に生じていた所定の障害状態、又は、加入前の原因によって加入者となった後生じた所定の障害状態を有していた場合において、すでに障害を生じている身体の同一部位に新たな障害が加重したこと
③加入者の生存中に障害のある方が死亡したとき
④制度から脱退したとき

（リーフレット・裏面）

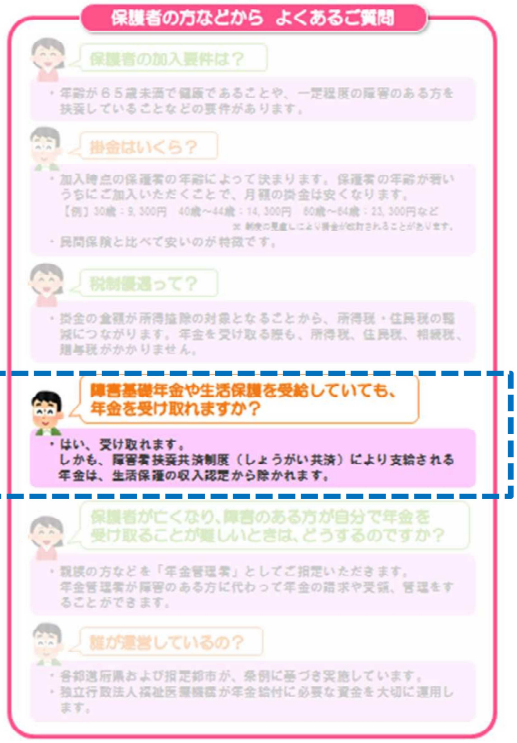

制度案内のポイント ⑦　障害のある方が、年金の請求手続きや管理が困難な場合は、親族の方などが「年金管理者」として代行できます。

1. 年金管理者について

・「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」は、加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に年金をお支払いする制度のため、年金給付手続きは、加入者以外の方が行うことになります。

・このため、障害のある方が、年金の請求手続きや、管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し管理する「年金管理者」をあらかじめ指定することができます。（あらかじめ、年金管理者に指定される人の同意を得ておく必要があります。）

【年金管理者の例】
父が加入者の場合は、母や障害のある方の兄弟

【年金管理者に行っていただく手続きの例】
■年金受給前
・年金請求手続き
■年金受給開始後
・障害のある方が受け取る年金の管理
・障害のある方の現況届
・住所変更等の各種届出
・障害のある方の死亡届
の提出 → 都道府県・指定都市（窓口：福祉事務所、市役所等）

・年金管理者が指定されている場合は、年金給付の支払は、年金管理者に対して行われます。

（リーフレット・裏面）

制度案内のポイント ⑧　都道府県・指定都市が条例に基づき実施する公的制度です！年金給付に必要な資金は、国の監督のもと運用されています。

1. 障害者扶養共済制度（しょうがい共済）等の全体像

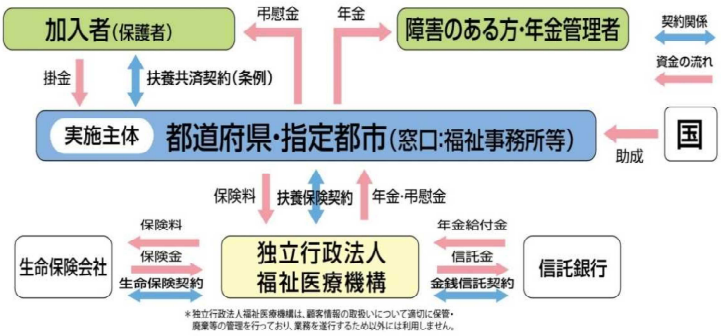

「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」は、都道府県・指定都市が条例に基づいて実施する公的制度です。障害のある方への年金給付に必要な資金は、国の監督の下、（独）福祉医療機構が安全に運用しています。

2. 制度を長期にわたって安定的に維持するための取組

・国は、少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしています。

・（独）福祉医療機構では、毎年度、資金の運用のリスク管理や財政状況の検証を行っています。

（リーフレット・裏面）

お問い合わせ先

保護者がお住まいの地方公共団体（都道府県・指定都市）へお問い合わせください。

都道府県市	担当部（局）課		電話番号
北海道	保健福祉部福祉局	障がい者保健福祉課	011-231-4111（内線25-735）
青森県	健康福祉部	障害福祉課	017-734-9307
岩手県	保健福祉部	障がい保健福祉課	019-629-5446
宮城県	保健福祉部	障害福祉課	022-211-2543
秋田県	健康福祉部	障害福祉課	018-860-1331
山形県	健康福祉部	障がい福祉課	023-630-2148
福島県	保健福祉部	障がい福祉課	024-521-7170
茨城県	保健福祉部	障害福祉課	029-301-1111（内線3369）
栃木県	保健福祉部	障害福祉課	028-623-3053
群馬県	健康福祉部	障害政策課	027-226-2634
埼玉県	福祉部	障害者福祉推進課	048-830-3315
千葉県	健康福祉部	障害者福祉推進課	043-223-2340
東京都	福祉保健局障害者施策推進部	計画課	03-5320-4148
神奈川県	保健福祉局福祉部	障害福祉課	045-210-1111
新潟県	福祉保健部	障害福祉課	025-280-5211
富山県	厚生部	障害福祉課	076-444-3211
石川県	健康福祉部	障害保健福祉課	076-225-1428
福井県	健康福祉部	障害福祉課	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部	障害福祉課	055-223-1460
長野県	健康福祉部	障がい者支援課	026-235-7104
岐阜県	健康福祉部	障害福祉課	058-272-8309
静岡県	健康福祉部	障害福祉課	054-221-3686
愛知県	健康福祉部	障害福祉課	052-954-6291
三重県	健康福祉部	障がい福祉課	059-224-2274
滋賀県	健康医療福祉部	障害福祉課	077-528-3542
京都府	健康福祉部	障害者支援課	075-414-4599
大阪府	福祉部障がい福祉室	地域生活支援課	06-6941-0351
兵庫県	健康福祉部障害福祉局	障害福祉課	078-362-3193
奈良県	健康福祉部	障害福祉課	0742-27-8513
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局	障害福祉課	073-441-2641
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局	障がい福祉課	0857-26-7152
島根県	健康福祉部	障がい福祉課	0852-22-6686
岡山県	保健福祉部	障害福祉課	086-226-7362
広島県	健康福祉局	障害者支援課	082-513-3162

都道府県市	担当部（局）課		電話番号
山口県	健康福祉部	障害者支援課	083-933-2764
徳島県	保健福祉部	障がい者相談支援センター	088-631-8714
香川県	健康福祉部	障害福祉課	087-832-3292
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局	障がい福祉課	089-912-2423
高知県	地域福祉部	障害保健福祉課	088-823-9635
福岡県	福祉労働部	障がい福祉課	092-643-3264
佐賀県	健康福祉部	障害福祉課	0952-25-7401
長崎県	福祉保健部	障害福祉課	095-895-2453
熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局	障がい者支援課	096-333-2250
大分県	福祉保健部	障害福祉課	097-506-2723
宮崎県	福祉保健部	障がい福祉課	0985-26-7068
鹿児島県	保健福祉部	障害福祉課	099-286-2744
沖縄県	子ども生活福祉部	障害福祉課	098-866-2190
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部	障がい福祉課	011-211-2936
仙台市	健康福祉局障害福祉部	障害企画課	022-214-6135
さいたま市	保健福祉局福祉部	障害支援課	048-829-1308
千葉市	保健福祉局高齢障害部	障害者自立支援課	043-245-5173
横浜市	健康福祉局	障害福祉課	045-671-3891
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部	障害福祉課	044-200-2676
相模原市	健康福祉局福祉部	障害福祉サービ	042-769-8355
新潟市	福祉部	障がい福祉課	025-226-1239
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部	障害者福祉課	054-221-1587
浜松市	健康福祉部	障害保健福祉課	053-457-2034
名古屋市	健康福祉局障害福祉部	障害企画課	052-972-2585
京都市	保健福祉局	障害保健福祉推進室	075-222-4161
大阪市	福祉局障がい者施策部	障がい福祉課	06-6208-8082
堺市	健康福祉局障害福祉部	障害者支援課	072-228-7510
神戸市	保健福祉局障害福祉部	障害福祉課	078-322-6579
岡山市	保健福祉局	障害福祉課	086-803-1236
広島市	健康福祉局障害福祉部	障害福祉課	082-504-2147
北九州市	保健福祉局 障害福祉部	障害者支援課	093-582-2424
福岡市	保健福祉局障がい者部	障がい者在宅支援課	092-711-4248
熊本市	健康福祉局障がい者支援部	障がい保健福祉課	096-328-2519

（リーフレット・表面）

障害のある方やその保護者から よくあるご質問

Q.1　この制度に加入できる者は、日本国籍を有するものに限られていますか。外国人は加入できませんか。

A　必ずしも国籍は問いません。したがって、県の区域内に住所を有する等の条例上の加入資格を満たしていればよいことになります。

Q.2　既に父親が加入者となっていますが、さらに母親を加入者として加入することができますか。

A　できません。１人の障害のある方に２人の加入者は認められませんので、ご了承ください。

Q.3　加入者が障害者であっても、加入できますか。

A　加入者が障害者であっても、その障害状態が特別の疾病又は障害でなく、生命保険契約の被保険者となることができる者であると生命保険会社が認めれば加入できます。

Q.4　加入者となる要件として、「現に障害のある方を扶養している者」とされていますが、父親が健康を害して加入できない場合に、その他の者を加入者として加入することができますか。

A　その方が、「現に心身障害者を扶養している者」に該当するのであれば加入者となることができます。例えば、母親を加入者として申込みができます。

Q.5　加入要件の年齢で、65歳以上は加入できないことになっていますが、年齢の計算はいつが基準となっていますか。

A　本制度では、加入者の年齢は、毎年４月１日から翌年３月31日までを事業年度として、その事業年度の初日における年齢を基準としています。
　例えば、４月５日に満65歳になる方は、４月１日時点では64歳ですから、翌年３月31日までは加入資格があることになります。また、掛金の額も４月１日現在の年齢で算定されます。

Q6　健康上問題があると、本制度には加入できないのですか。

A　本制度に加入できるかどうかは、加入を申し込む際に健康上の告知をし、保険会社が告知書によって加入を引き受けるかどうかを判断します。そのため、現在の健康状態や過去の傷病歴などによっては、加入できない場合があります。
　ただし病気といっても多種にわたるため、治療を要する必要も無いほど軽いものである場合や、病気が完治して一定の年数が経過している場合は、加入できる場合があります。

Q.7　障害のある方の加入要件では、知的障害者又は身体障害者１級～３級のほか、精神又は身体に永続的な障害のある者も対象とされていますが、具体的にはどのような障害がこれに該当しますか。

A　例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症及び血友病その他の特定疾患等があります。ただし、病名の診断があればよいのではなく、公的手当等が支給され病名の診断が公的に認められているか、また、公的に認められていない場合は医師の診断書（病歴、現症、予後の見通し等が詳細に記載されているもの）が必要となります。これらより「障害の種類」と「障害の程度」を明確にして加入の諾否が決定されます。

Q.8　対象となる障害のある方の要件として「将来独立自活することが困難と認められる者」とされていますが、どのような方が該当することとなりますか。

A　「独立自活が困難な者」については、加入申込受理の際に、独立自活の可能性が地域の実状に即し、本人及びその世帯の生活実態並びに将来への見通しなどを勘案して個別的具体的に判断されます。

Q9　障害のある方の両親が離婚し、母親が障害のある方を扶養することになった場合、父親から母親に加入者変更できますか。

A　加入者となった後、離婚その他の事情により障害のある方との扶養関係がなくなったため、継続して加入者となることが困難となり、かつ、新しく障害のある方を扶養することとなった方から継続加入の要望があった場合であって、その方に加入者を変更することが社会通念上妥当と認められ、かつ、加入要件を満たしている（P.6参照）ときに限り、加入者の変更を認めています。

Q１０　加入者が他の県に住所を異動した場合、異動先の県でも引き続きこの制度に加入できますか。

A　現在、すべての都道府県・指定都市で実施されており、保護者が他の都道府県・指定都市に異動されても、異動先で加入手続きを行うことにより、継続してご加入いただけます。

Q１１　加入者と障害のある方が事故により同時（同日）に死亡した場合、年金は支給されますか。

A　同時死亡の場合は、障害のある方の死亡として取扱い、年金は支給されず、弔慰金の支給となります。

資料6

障企発 0219 第１号
平成 30 年２月 19 日

都道府県
各　　民生主管部（局）長　殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

障害者扶養共済制度の広報啓発について

障害者扶養共済制度は、親亡き後の障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対する保護者の不安の軽減につながるものであることから、制度の情報が障害者やその保護者に行き渡るよう、広報啓発に取り組むことが重要である。

昨年とりまとめられた「心身障害者扶養保険事業の見直しに関する検討会報告書（平成 29 年 11 月６日）」においては、国、地方公共団体及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）による広報の取組の一層の充実とともに、

・20 歳未満の障害児を扶養する保護者に対して重点的に広報を行うこと
・税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく伝えること
・相談支援に応じる者が制度の案内を効果的に行えるようにする取組を行うこと

等について指摘されている。

このため、今般、地方公共団体における広報啓発の取組の参考となるよう留意事項を下記のとおりとりまとめたので、通知する。

ついては、各地方公共団体におかれては、下記の留意事項を踏まえ、広報啓発の取組を推進していただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

記

１．障害者行政窓口等での周知の促進

障害者やその保護者に障害者扶養共済制度の情報が行き渡るようにするた

めには、障害者やその保護者が行政窓口を利用するあらゆる機会を捉えて広報啓発を行うことが重要である。

このため、今般、厚生労働省及び機構において、地方公共団体が独自でリーフレットを作成する際のひな形（別添１）及び制度の案内の手引き（別添２）を作成し、厚生労働省ホームページ及び機構ホームページに掲載した（※）。

このリーフレットでは、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持っていただくため、保護者の方のご意見を参考に厚生労働省が決定した愛称（「しょうがい共済」）や、制度のメリットについて、わかりやすく盛り込んでいる。また、手引きについては、リーフレットの記載内容に沿って案内のポイントを示すとともに、ポイントに対応する詳細な説明等を盛り込んでいる。

（※）《リーフレット・手引き・ポスターの掲載場所》

〇厚生労働省ホームページ

「ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞その他」

〇福祉医療機構ホームページ

「ホーム＞コンテンツ＞心身障害者扶養保険事業＞制度のごあんない」

２．関係機関や関係団体と連携した広報

障害者やその保護者は、障害福祉だけでなく、教育、児童福祉、母子保健、医療等多岐にわたる制度を利用することから、関係部局とも連携して、特別支援学校、各種関係機関及び関係団体等に対しても周知の協力を求めることが重要である。

厚生労働省においても、昨年、障害者団体等の関係団体に対し、団体の会報等を通じて周知を行っていただくよう協力を求めている。

なお、障害者の保護者の中でも特に若年層に対する周知を進めるため、昨年、平成 30 年４月１日以降に交付する母子健康手帳の任意記載事項様式が改正され、障害者扶養共済制度の概要が盛り込まれた。また、これを受けて、母子健康手帳副読本も改訂される予定である。

３．障害者やその保護者への相談支援を行う者による広報啓発

制度の情報をより効果的に障害者やその保護者へ伝えるためには、障害者やその保護者からの相談に応じる者が、必要に応じ制度の案内を行えるようにすることが望まれる。

このため、一部の地方公共団体においては、既に市町村窓口職員を対象と

して、本制度に関する研修が実施されているが、こうした取組に加え、障害者相談支援事業所の相談支援専門員等に対しても研修等を行い、制度への理解促進に努めることが重要である。

（参考）「しょうがい共済」について

「『障害』のある方が、『生涯』安心して暮らしていけるように」という保護者の方の想いが込められている。

＜本件担当＞
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課　手当係
電話:03-5253-1111（3020）

※別添１及び別添２は添付省略